

「近づきたいね、暮らしと政治」をスローガンに、1990年に地域の女性たちが中心となり設立した市民の政治団体です。

# 江戸川生活者ネットワーク

## それゆけ!レポート Vol.110 2016.12.15

発行:江戸川生活者ネットワーク/〒132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-205/発行人:藤居 阿紀子/連絡先:☎03-5607-5975

### 使いこなそう『情報公開制度』

この秋の第3回定例会に江戸川区は「情報公開条例の一部を改正する条例」を議案として提出。江戸川生活者ネットワークはこの議案に対して、市民の「知る権利」が制限されかねないと反対討論を行いました。賛成31反対12で可決されました。



▲本会議で反対討論をする本西みつえ

#### 「情報公開と住民参加」

区政は「住民自治」の理念に基づいて、区民が信託して行われるものであり、区は、区民に、区が行っている事業について説明する責務をおつています。公正で民主的な行政を確保するために行政機関がもつ情報は公開することが原則です。

情報を共有した区民は、自身の意見をもち、区政をチェックでき、区政への積極的な参加も可能となります。地方自治は、そこに住んでいる住民の意思と責任に基づいて行われるものであり、「情報公開」と「住民参加」は対のものなのです。

#### 「情報公開制度の後退」

今回の条例改正では、情報公開請求に関して  
①「権利の濫用」を規定  
②「権利の濫用」と認められる場合には情報公開請求を拒否できる

③閲覧できる期間を3カ月に設定  
④個人情報などを被覆処理(黒塗り)するための費用を徴収する、の4項目を1度に条例に盛り込みました。

「権利の濫用」を適用し、請求を拒否するかしないかは、所管課と総務課長とが協議して決めることとなっており、恣意的な判断がなされない保証はありません。また、これまでは見るだけであ

れば無料でしたが、もし個人情報などがあつて黒塗りすることになれば実費負担が生じることになります。通常、請求した文書が何枚になるのかはわかりませんが、そのなかで何枚が被覆処理されるのかも当然わかりません。かかる費用がわからないまま請求しなければならぬのです。

「権利の濫用」を条例で規定しているのは東京都では品川区、府中市、さらに「請求拒否」も明記しているのは中野区、渋谷区、荒川区。条例施行規則で定めているのが西東京市。実際には、西東京市で一人に対して適用された以外、適用例はありません。江戸川区のように既述の4つを盛り込んだ条例は全国どこにもありません。

#### 「知る権利はどいつのものか」

区は、特定の個人が開示を求めた文書だけで総数の7割になり、大量の文書要求に職員が疲弊していることを今回の改正理由に挙げています。しかし江戸川区では、過去に同じ請求者が「年度末に廃棄される文書すべて」を請求した時は請求を拒否していません。多くの自治体は民法第1条3項「権利の濫用は、これを許さない」を根拠に対応しているのです。また、区は職員への威力業務妨害を問うこともできることを認めてもいます。

民主主義を進めていくに、国民・区民の知る権利と、行政の手

#### 「情報は区民の財産」

江戸川区では本来、不服申し立ての審査をするため、5人の有識者からなる「情報公開及び個人情報保護審査会」に制度の運用についても諮っています。しかしほとんどの自治体には、公募住民も含み、広く15人ほどで組織される「情報公開及び個人情報保護審査会」があり、これが制度運用について議論をし、答申を出しています。

今回の条例改正の手続きには区民参加の協議どころか区民にパブリックコメントを求める手続きもありませんでした。住民自治をないがしろにした条例改正であったと言わざるを得ません。

行政の情報は区民みんなのもので、私たちは情報公開制度をさらに使いこなさし、区政への市民参加をすすめていきます。



▲当局の判断で被覆された請求書類。いわゆる「のり弁」。

## 情報公開請求をするには ~江戸川区の場合~

- だれが請求できる?  
— 区民に限らずだれでも。
- どんな情報を請求できる?  
— 区の職員が職務上作成、取得し、組織的に保有している情報。文書だけでなく、図画、写真、フィルム、電磁的記録。
- だれに対して請求できる?  
— 区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・区議会
- 開示されない情報はある?  
— 法令等で公にできないとされている情報・個人のプライバシー情報・企業などの事業情報・犯罪の予防や捜査情報・審議、検討又は協議に関する情報・行政運営に支障を生ずるおそれのある情報・公開しないとの条件で任意に提供された情報。
- どこで請求できる?  
— 知りたい情報を保有する課または情報公開制度を所管する総務課および各地域事務所。郵送でもよい。
- どんなふうに請求する?  
— 区の「行政文書開示請求書」に必要事項及び請

求文書の件名や内容を具体的に記入し、閲覧・視聴・写しの交付のいずれかを選択する。請求の目的・理由欄は差し支えがあれば書かなくてよい。

- いつ開示される?  
— 通常、請求後15日以内。
- 開示の形態は?  
— 「全部開示」と「一部開示」(被覆処理=黒塗り)がある。他に「不開示」、請求情報を保有していない「不存在」、情報があるかないかを回答しない「存否応答拒否」、「却下」がある。2015年度開示請求件数は399件。
- 費用は?  
— 閲覧・視聴は無料。写しの交付は1枚10円。カラーコピー、電磁的記録の場合は実費。今年12月から、閲覧でも被覆処理した文書は1枚10円となった。
- 不服申し立て  
— 区の決定に不満のある場合は、不服申し立てをすることができる。この場合、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会が審査する。

## 行政情報を得る3つの手段

### 1. 情報公表

法令等によって区が行政情報を公表することが義務付けられているもの。都市計画案の縦覧、財政状況の公表など。

### 2. 情報提供

区保有の行政情報を、公開請求によらず各課が自発的に公にするもの。広報紙やホームページによる各種の広報活動、行政情報コーナー等での資料提供、報道機関への情報提供など。

### 3. 情報公開

区が保有する行政情報を、区民からの公開請求に基づいて、区が公開か、非公開かを決定。その決定結果を通知して手続を行う。